

注意

①申請前に『農業振興地域農用地区域』であるか、ご確認ください

②申請書は2部提出（本人申請の場合は押印省略）

行政書士等の有資格者に委任される場合は申請書1枚目下部欄外に委任を受けた方の署名押印が必要です。委任される場合は有資格者の捨印が必要です。

添付書類は2部提出のうち1部はコピーでかまいません。

【4条・5条申請添付資料】

- ・住民票の抄本（譲受人が個人の場合）
- ・法人の登記事項証明書（譲受人が法人の場合）
- ・委任状（有資格者が申請代行する場合）
- ・所有者であることを証する書面（申請者が土地登記事項証明書に記載された所有名義と異なる場合、相続関係説明図、戸籍謄本、住民票抄本等）
- ・法人にあっては定款
- ・申請地の全部事項証明書

※登記情報提供制度により印刷されたものは証明書として代用できません。

- ・建物施設配置図、土地利用計画図（農振除外した場合は除外申請した際に提出したものと同一のもの）
- ・公図の写し（申請地及び隣接の土地について地番・地目・地積・所有者を明記）
- ・現地位置図（申請地から最寄りの駅までの直線距離を明記）
- ・現地案内図（住宅地図等の写し、申請地を中心に複写し申請地を色表示する）
- ・建物平面図
- ・排水計画図
- ・転用行為を行うのに必要な資力等を確認する書類（残高証明書等）
- ・意見書（土地改良区区域内であった場合）
- ・隣接農地の所有者からの同意書（任意）または、申請書その他欄に説明内容や周知状況について記載
- ・農振除外した場合は、除外決定通知の写し
- ・業者登録証の写し（宅建業者の場合）
- ・農地復元計画書（一時転用の場合）
- ・その他参考となるべき書類（関連する許認可等があったことを証する書面の写し、その他必要と認めて提出を求められた場合）
（追認の場合）
- ・現況写真
- ・始末書

●転用する目的により上記以外にも添付書類が必要となる場合があります。また県許可となるため、申請後に県の求めに応じ書類が必要となる場合もあります。

●担当農業委員への事前説明をお願いします。